

川崎市病院局資金の各会計間における運用に関する取扱要綱

令和5年3月31日
4川病経第1690号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）第26条の2の規定に基づき、病院事業会計から一般会計又は病院局以外の局が所管する企業会計（以下「他会計」という。）への資金の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 資金の運用を行う対象は、病院事業会計の現金とする。

(利率等)

第3条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、病院事業会計から他会計への資金の運用に係る利率を別に定める。

2 管理者は運用開始日から償還日の前日までの利息を、償還日に受け取るものとする。

3 償還日は、運用期間の満了日とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(申請)

第4条 資金の運用を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、資金の運用の可否を決定した後、決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(確認書の提出)

第6条 資金の運用を受けた申請者は、直ちに確認書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

川 第 号
年 月 日

(宛先) 病院事業管理者

申請者

申請書

川崎市病院局資金の各会計間における運用に関する取扱要綱第4条の規定に基づき、次のとおり病院事業会計からの借入を申請します。

- 1 借入金額 _____円
- 2 借入年月日 _____年____月____日
- 3 利率 年____%（予定）
- 4 償還予定日 _____年____月____日

- 1 借入金額 _____円
- 2 借入年月日 _____年____月____日
- 3 利率 年____%（予定）
- 4 償還予定日 _____年____月____日

第2号様式（第5条関係）

川 第 号
年 月 日

_____様

病院事業管理者

決定通知書

川崎市病院局資金の各会計間における運用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

- | | |
|---------|------------------|
| 1 貸付の可否 | 可 ・ 否 |
| 2 貸付先 | _____会計 |
| 3 貸付金額 | _____円 |
| 4 貸付年月日 | _____年____月____日 |
| 5 利率 | 年____%（予定） |
| 6 償還期限 | _____年____月____日 |

第3号様式（第6条関係）

川 第 号
年 月 日

（宛先）病院事業管理者

申請者

確 認 書

川崎市病院局資金の各会計間における運用に関する取扱要綱第6条の規定に基づき、次のとおり借入の内容を確認します。

- 1 用途 _____会計一時借入金
- 2 借入金額 _____円
- 3 借入年月日 _____年____月____日
- 4 利率 年____%
- 5 償還期限 _____年____月____日